

武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 国の基準によるサービス事業（第5条）
- 第3章 市の独自の基準による第1号訪問事業
 - 第1節 人員に関する基準（第6条・第7条）
 - 第2節 設備に関する基準（第8条）
 - 第3節 運営に関する基準（第9条－第38条）
- 第4章 雑則（第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業のうち、同法第115条の45の3に規定する指定事業者により行われるサービスの人員、設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱で使用する用語は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）で使用する用語の例による。

（事業の一般原則）

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、武蔵村山市（以下「市」という。）、指定事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（第1号事業の基本方針）

第4条 第1号事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、

自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2章 国の基準によるサービス事業

第5条 第1号事業のうち、施行規則第140条の63の6第1号に該当するものとして市が定める基準に基づき行う国の基準によるサービス事業の事業者が従うべき基準は、同号イに該当する基準とする。

第3章 市の独自の基準による第1号訪問事業

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第6条 第1号訪問事業のうち、施行規則第140条の63の6第2号に該当するものとして市の独自の基準による訪問型サービス事業を行う事業所（以下「訪問型サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士、実務者研修修了者、初任者研修修了者又は市が指定する研修を終了した者。以下同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 訪問型サービス事業所は、事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち1人以上の者をサービス提供責任者（介護福祉士、実務者研修修了者又は3年以上の経験を有する初任者研修修了者。以下同じ。）を置かなければならない。

3 訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービス事業と指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるもの

とする。

第2節 設備に関する基準

(設備等)

第8条 訪問型サービス事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、訪問型サービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービス事業と指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの設備に関する基準を満たすことをもって、前項の基準を満たすものとみなすことができる。

第3節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 訪問型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(提供拒否の禁止)

第10条 訪問型サービス事業者は、正当な理由なく訪問型サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 訪問型サービス事業者は、当該訪問型サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問型サー

ビスを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター又は当該センターから委託を受けた居宅介護支援事業者（以下「地域包括支援センター等」という。）への連絡、適当な他の訪問型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第12条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスの提供を求められた場合は、その提供を求める者から提示された被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無、武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年武蔵村山市訓令（甲）第6号）第5条第1項第1号に規定する基本チェックリスト該当者であること及び有効期間を確かめなければならない。

2 訪問型サービス事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項の規定により武蔵村山市介護認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮して、訪問型サービスを提供するよう努めなければならない。

（要支援認定等の申請に係る援助）

第13条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 訪問型サービス事業者は、介護予防支援又は第1号介護予防支援事業（これらに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第14条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス、福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域包括支援センター等との連携）

第15条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センター等、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第1号事業支給費等の支給を受けるための援助）

第16条 訪問型サービス事業者は、当該サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる援助を行わなければならない。

(1) 介護予防ケアプランの作成を地域包括支援センターに依頼する旨を届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること。

(2) 地域包括支援センターに関する情報を提供すること。

(3) その他第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行うこと。

（介護予防・生活支援サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第17条 訪問型サービス事業者は、介護予防・生活支援サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問型サービスを提供しなければならない。

（介護予防・生活支援サービス計画等の変更の援助）

第18条 訪問型サービス事業者は、利用者が介護予防・生活支援サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援セン

ター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、内容及び当該訪問型サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防・生活支援サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る介護予防・生活支援サービスをいう。以下同じ。）に該当する訪問型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービスに係る介護予防・生活支援サービス費用基準額から当該訪問型サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 訪問型サービス事業者は、前項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

3 訪問型サービス事業者は、前2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの

内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第23条 訪問型サービス事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに訪問型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 訪問介護員等は、現に訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

第25条 訪問型サービス事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 訪問型サービス事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 訪問事業責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 訪問型サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。

(4) サービス提供責任者を除く訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

- (5) サービス提供責任者を除く訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) サービス提供責任者を除く訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) サービス提供責任者を除く訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第26条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(生活援助等の総合的な提供)

第27条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスの事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、これらのうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第28条 訪問型サービス事業者は、利用者に対し適切な訪問型サービスを提供できるよう、訪問型サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 訪問型サービス事業者は、訪問型サービス事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって訪問型サービスを提供しなければならない。
- 3 訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第29条 訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 訪問型サービス事業者は、訪問型サービス事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第30条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービス事業所の見やすい場所に、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第31条 訪問型サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 訪問型サービス事業者は、当該訪問型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第32条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第33条 訪問型サービス事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第34条 訪問型サービス事業者は、提供した訪問型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受

け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 訪問型サービス事業者は、提供した訪問型サービスに関し、法第115条の45の7の規定により市長が行う帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 訪問型サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 訪問型サービス事業者は、提供した訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して東京都国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第83条に規定する国民健康保険団体連合会で、同法第84条第1項の規定により東京都知事の認可を受けて設立された団体をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、東京都国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 訪問型サービス事業者は、東京都国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第35条 訪問型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問型サービスに関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業、市が実施するその他の事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第36条 訪問型サービス事業者は、利用者に対する訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講

じなければならない。

2 訪問型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に対して講じた措置について記録しなければならない。

3 訪問型サービス事業者は、利用者に対する訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(会計の区分)

第37条 訪問型サービス事業者は、訪問型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問型サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第38条 訪問型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 訪問型サービス事業者は、利用者に対する訪問型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第23条に規定する市への通知に係る記録

(3) 第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に対して講じた措置についての記録

第4章 雑則

(委任)

第39条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。